

社会福祉法人 麦 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人麦の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員等法人が設置し委嘱した各種委員（以下、評議員等という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会並びに各種委員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費を優先とし、重複支給はしない。報酬については、当分の間0円とする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	0円	1,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	無報酬	1,000円

3 役員及び評議員等が各種委員会に出席した時は、次により役員には報酬及び実費弁償費を、評議員等には実費弁償費を支払うことができる。なお、役員が同日に合わせて法人業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費を優先とし、重複支給はしない。役員の報酬については、当分の間0円とする。

	報 酬 (日額)		費 用 弁 償 (日額)
各種委員会出席報酬等	役員	0円	1,000円
	評議員等	無報酬	1,000円

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5 出席報酬及び実費弁償費は、その都度支給する。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1によ

り報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 4 監事が、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 6 法人及び施設の運営のための業務を行った時間が、4時間以下の場合は半日、4時間を超える場合は1日の報酬を支給することができる。
- 7 役員報酬は、役員からの請求により月単位で支給する。この場合、勤務日、勤務時間、業務内容を明らかにしなければならない。
- 8 役員報酬は、毎月5日（休日の場合は翌営業日）までに請求があった場合は、15日（休日の場合は翌営業日）に支給する。6日目以降（休日による期限日の場合は、その翌日とする。）に請求があった場合は、翌月15日（休日の場合は翌営業日）に支給する。

（出張旅費）

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。また、評議員等が、法人業務のため出張する場合は、次により旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（半日/1日）	そ の 他
実 費	実 費	8,000円/16,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（職員兼務役員及び各種委員）

第6条 法人及び施設の職員を兼務する役員及び各種委員は、この規程を適用しない。

（重複支給の禁止）

第7条 各種委員会の委員と兼務する役員及び評議員等に支給する報酬及び実費弁償費の重複支給は、これを禁ずる。

（重複した場合の優先順位）

第8条 各種委員会の委員と兼務する役員は、役員の立場が優先する。

- 2 各種委員会の委員と兼務する評議員は、評議員の立場が優先する。
- 3 各種委員会の委員を兼務する各種委員は、いずれか一方のみの委員の立場が優先する。

(規定の改正)

第9条 この規程を変更しようとする時は、評議員(現在数)の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

1、経過措置

この規定が施行される前に開かれる評議員選任・解任委員会は、施行日以降の評議員選任のため開かれるものであることから、この規定を適用する。

別表1

名 称	報酬(半日)	報酬(1日)	実費弁償費
理事長業務報酬等	8,000円	16,000円	1,000円
業務執行理事業務報酬等	8,000円	16,000円	1,000円
理事報酬等	8,000円	16,000円	1,000円
監事監査指導報酬等	8,000円	16,000円	1,000円

役員業務報酬請求書兼業務内容報告書

業務期間 年 月分

日	曜	勤務時間	業務内容	日	曜	勤務時間	業務内容
1		～		17		～	
2		～		18		～	
3		～		19		～	
4		～		20		～	
5		～		21		～	
6		～		22		～	
7		～		23		～	
8		～		24		～	
9		～		25		～	
10		～		26		～	
11		～		27		～	
12		～		28		～	
13		～		29		～	
14		～		30		～	
15		～		31		～	
16		～				～	

業務日集計	半日	回 × 8,000円 =	円
	1日	回 × 16,000円 =	円
	交通費	回 × 1,000円 =	円
	合計 (請求額)		円

理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたったので、社会福祉法人役員等報酬規定第4条に基づき、役員報酬を請求します。

また、上記のとおり、請求期間における業務日・時間・内容を報告いたします。

社会福祉法人麦 理事長 様

年 月 日

理事長・業務執行理事・理事・監事

⑩